

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 8日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市宇治戸ノ内5		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ユニチカ株式会社宇治事業所 事業所長 新郷宗博			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	698 台	51 台	18 台	680 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	243 台	3 台	4 台	239 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	106.1	キログラム	42.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	5.6	キログラム	1.0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品一覧表及び整備記録簿を作成し、担当者が随時情報を更新し、適切に管理している。 第一種特定製品使用時に異常を感じたら、速やかに専門業者に連絡する			
	廃棄時	行程管理制度に基づき、充填回収業者に回収依頼書を交付し、充填回収業者から交付された引き取り証明書を受け取ったことをもって、回収されたことを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検を着実に実施し、異常が確認されれば、速やかに専門業者に依頼する。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から、回収証明書等を受け取り、確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した機器を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。